

第 41 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 3 年 2 月 26 日（金）
13 時 00 分 ～ 15 時 00 分
文部科学省 3 階・3F1 特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，入部，石黒，岩田，川瀬，関根，滝浦，
田中（牧），田中（ゆ），中江，福田，村上，善本各委員（計 14 名）
（文部科学省・文化庁）柳澤国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
町田国語調査官ほか関係官

※ 沖森主査及び事務局は，文部科学省 3F1 特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 1 第 40 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）
- 3 「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」の概要（案）
- 4 「障害」の表記に関する国語分科会の考え方（案）
- 5 「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」の概要（案）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 公用文関係資料集
 - 公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
 - 公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
 - 法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
 - 6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
 - 文部科学省用字用語例
 - 文部科学省送り仮名用例集
 - 外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
 - Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針
 - 各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から，配布資料 2 「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）」及び配布資料 3 「「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」の概要（案）」について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 4 事務局から，配布資料 4 「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方（案）」及び配布資料 5 「「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」の概要（案）」について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 国語分科会への国語課題小委員会の審議についての報告は，沖森主査に一任することが了承された。

- 6 国語課題小委員会については今回が今期最後となること、国語分科会は3月12日（金）午前10時から正午までの開催であることが確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

定刻になりましたので、ただ今から第41回、今期7回目の国語課題小委員会を開会いたします。新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けいたしますけれども、よろしくお願いいたします。

また、いつもと同様ですが、傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になっていることを御承知おきいただきたいと思います。

さて、本日の議事は、（1）官公庁における文書作成について、（2）常用漢字表について、（3）その他ということになっております。

まずは、前回の議事録（案）の確認をしていただいた後、官公庁における文書作成について検討し、続いて、常用漢字表の課題について、そして、その他という順で協議を進めていきたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

では、議事の（1）官公庁における文書作成についての検討に入りたいと思います。配布資料2「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）」と、その概要である配布資料3について、御意見を頂きたいと思います。

本日の検討内容を現在の案に反映し、来月開催予定の国語分科会に報告案としてお示しすることになっております。今期の国語課題小委員会は、本日が最後になります。言い残したことがないように、是非ともよろしくお願いいたしたいと思っております。

本日は、配布資料2を中心に御意見を頂こうかと考えております。お気付きの点があれば、御遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。その前に、配布資料2及び配布資料3の変更点などについて、事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、配布資料2、配布資料3について御説明いたします。

まず、前回まで、公用文に関する資料は三つ出ておりました。一つはこの報告案、そして1枚物の概要、もう一つ要約版として「「公用文作成の要領」を改定する場合の例」がありました。この要約版は今回、配布資料2の最後に参考資料として付けております。ですから、前回三つあったものが二つにまとまった形になっています。

全体を通しまして、用語の整理や表記の整理といったことを中心に直してあります。その際には、委員の皆様からいろいろな御指摘を頂き、また、委員以外の外部の方からもいろいろな御意見を頂いております。そういったものを主査打合せ会の方で御検討いただいて、ここに反映しているということになります。

それでは、順に、変更したところをお示ししていきたいと思っております。

まず、「目次」を飛ばして、1ページの「はじめに」を御覧ください。今回のこの報告では、結論を最初に述べるということが提案されています。今まで、結論に当たる部分が最後にありましたが、この「はじめに」のところで、まずは結論と言いますか、どういった報告をするのかということが最初に書いてある形に修正していただきました。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらもこの案に関わる非常に大事なところだと思っております。まず、「公用文の分類例」のところの「大別」の右、横の列を見ていただきますと、「具体例」、「想定される読み手」、「手段・媒体の例」とあります。この「想定される読み手」というところは、前回の国語課題小委員会まで

は「主な読み手」となっていました。しかし、公用文は、法令も含めて、やはり全ての方にきちんと読んでいただくということが大事であろうということで、これを書くときに、どういった人がまず想定されるか、こちらから想定して書くというような意味合いで、「主な」ではなく「想定される」という表現に変えていただいております。

それから、これまで「法令と表記を一体化する」という表現を使っていました。例えばこの5ページですと、下から5行目でございます。「作成に当たっては、法令と表記を一体化させる」とあったものを、今回、「一致させる」としてあります。これは全体を通して直しております。この「一体化」というのは、実は昭和48年に当用漢字表の音訓表が改定されたときに示された考え方でした。当時は別々のものが一つになるということで一体化という表現を使っていたわけですが、今は一致させるという言い方がふさわしいのではないかと御指摘がありました。

8ページ、「分かりやすく書く」の「オ」のところですが。ここは視覚的な効果の活用について書かれていたところですが、何を盛り込むべきか、あるいは何を落とすべきかという前回の御審議がありました。ここでは、視覚的な効果に関わるようなことをできるだけ全部並べて、そして後でもう少し詳しくそれぞれに触れるという形に直してあります。

同じページを御覧いただきますと、例えば、「エ」と「オ」の見出しの後に、「p.23～26 参照」あるいは「p.22 参照」となっております。これは、以前御指摘を頂いたところで、今までは「参照」という四角で囲んだ文字があったのですが、もう少しさっと見て、さっとページをめくっていただけるような形に修正しております。

10ページを御覧ください。「エ 読み手への配慮に基づき、原則と異なる書き方をすることもできる」、これは前回までは「書き方をする場合もある」という表現になっていました。これについては、現状をただ言うだけなのか、それとも提案する形なのかがはっきりしない、できるだけ統一すべきだという御意見がありましたので、「こともできる」という形に直してあります。

13ページを御覧ください。「ア 仮名で書く」の三つ目の項目、「補助動詞」のところですが、ここに「補助形容詞」というものを加えました。補助形容詞というのは専門用語かもしれませんが、そこは例示でカバーしております。例えば、「…してよい」というような場合—「…が良い」というときには、goodという意味ですので、漢字で書くというのが公用文のルールですけれども、「…してよい」というような場合には、これは仮名で書くということになっています。そこを整理していただきました。

次の14ページの「ウ」のところには、「家が出来る」という例がありました。実はこの「できる」という表現については、公用文のルールの中でこれまで多少揺れがございました。常用漢字表の「来」というところには、「くる」という訓が示されていて、そこに「出来心」という語例が挙がっています。この「出来」という言葉の文法的な意味合いについて、例えばこれは動詞なのか、それとも名詞なのか等、いろいろな御意見があります。今後これは整理しなくてはいけないと思っておりますが、「できる」という動詞で使うときには、これは仮名で書くというのがいいのではないかと、今まで揺れがあったところですが、そのように整理してはどうかと考えております。

16ページを御覧ください。ここの「イ 日本語として発音しやすいように表記する」とあったものを、「広く使われている表記を用いる」と直してあります。

23ページを御覧ください。ここは、実は主査打合せ会でもいろいろと御指摘を頂いたところがございます。まだ国語分科会までに改善の余地があると考えているところですが、法令や公用文において特有の言葉遣いというものがあります。その代表的なものに、「及び・並びに」、「又は・若しくは」という言い方があります。この説明について、この報告は公用文や法令の難しい表現をできるだけ分かりやすく伝えるというのが趣旨ですが、一方で、公用文を書く者として知っておかなくてはならないこ

とについても説明したいといった部分がございます。そこで、現段階では、その法令特有の言い方について、これはこういう意味があるということを説明しつつ、それを分かりやすく言い換えるには、こう書いてはどうかという提案の形になっています。ただ、例えば、「又は・若しくは」の一番下の辺りで、「英語若しくは中国語又は数学若しくは理科を選択し受験する。」というようなものをどう言い換えるかという例を挙げていますが、この辺りはもう少しこなれた表現があるのではないかとも思っております。これは次回の国語分科会までに、また整理をして御指導いただければと思っております。

26 ページの「ウ」には、日常での用語と専門用語で意味が違ふ語というのがあり、その混同を避けるという部分です。例に挙がっていたものが、これまで法律と医学の言葉に限られていましたので、そこに行政用語や化学の用語などを入れていただきました。

32 ページを御覧ください。ここでは、常体と敬体について整理されているところがあります。そこで表現の仕方を、「常体」、「敬体」という言わば専門用語を使わないで開いて表現するのか、あるいは、一度「である・であった体」といった開いた言い方をしたら、その後は専門用語である「常体」、「敬体」をそのまま使ってもいいのか、という御意見がありました。それに合わせて整理をしております。

最後に 36 ページの「エ」を御覧ください。解説・広報等では、「読み手が望む構成を考える」といった書き方でしたが、「読み手の視点で」という御提案がありましたので、そのように直していただいております。

なお、配布資料 3 の概要の方は、部分的に直したところがありますが、大きな変更はありません。

今回、報告の中の「参考資料」になっている 41 ページからの「「公用文作成の要領」を改定する場合の例」についても、配布資料 2 の前半の変更点をそのまま反映しましたが、大きな変更はございません。

主な変更点を御説明いたしました。

○沖森主査

ただ今の全体的な説明について、直接関わる質問、御意見がありましたらお伺いしたいと思っております。以下、御質問等ございましたら、まず挙手をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(→ 挙手なし。)

では、配布資料 2 を冒頭から区切って少しずつ見てまいりたいと思っております。細かい点も含め、このようにした方がより伝わりやすいのではないかといった御意見を頂けると有り難いと思っております。また、質問に対しては、是非とも主査打合せ会の委員からお答えいただきたいと思います。途中で前の部分に遡って御意見を出していただいてもかまいません。随時、御質問いただきたいと思います。では、冒頭から 9 ページまでについて、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

では続きまして、同じく配布資料 2 の 10 ページ以降、見開きで、これは本体でもありますので、特にゆっくりと目を通していただきながら、お気付きの点、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。

(→ 10～22 ページ「I 表記の原則」について、挙手なし。)

もうかなりまとまってきておりますので、余り御意見、お気付きの点がないかと思

います。進行させていただきます。

(→ 23～31 ページ「Ⅱ 用語の使い方」について、挙手なし。)

では引き続き、「Ⅲ 伝わる公用文のために」について御意見を頂きたいと思いません。

(→ 32～36 ページ「Ⅲ 伝わる公用文のために」について、挙手なし。)

37 ページ以降は関係資料一覧ということになっております。39 ページの概要の案についても、お気付きの点があればお願いいたしたいと思いません。

○森山委員

少し戻るんですけれども、13 ページの「ア 仮名で書く」の「補助動詞・補助形容詞」の部分なんですけど、「寒くない」のようなものは当然補助形容詞で、これは補助形容詞も入れた方がいいと申し上げた覚えがあるんですけど、「…してよい」とか「…の方がよい」みたいなものは、厳密な補助形容詞と言えるかどうか微妙なところがあると思いません。例えば、「動詞・形容詞などの補助的な用法」というような言い方がいいと思う次第です。

もう一点、31 ページなんですけど、「イ 「漢字1字+する」型の動詞を言い換える」という部分です。「…に関する」みたいなものもありまして、「漢字1字+する」が全て聞き取りにくいわけでもないと思いません。例えば、「模する」「擬する」「有する」「賭する」といった漢字1字の漢語による動詞は、文語に基づくものであり、というように断定せず、「文語に基づくものが多い。これらは、聞き取りにくいだけでなく」のように、文語に基づくというのはそうなんですけれども、全てが同じように聞き取りにくいかというと、微妙だと思いました。細かいことですが、御検討いただければと思いません。

○沖森主査

ありがとうございました。では、この本体の部分、冒頭から36 ページまでの間でお気付きの点がありましたら、細かい点でも結構ですので、御意見賜りたいと思いません。

○福田委員

非常に細かいんですが、22 ページの「ケ 図表を効果的に用いる」の2行目、「標題(キャプション)」となっています。「キャプション」というと、ちょっと長い文をイメージしてしまうので、シンプルに「タイトル」でもいいのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○石黒委員

私も細かいところで、間違いではないのかもしれないんですけれども、29 ページの「エ 使用する媒体に応じた表現を用いる」というところの下の方に、「各府省庁によるSNSアカウントには、イベントを告知するため…による書き込みの例もある。」とあります。書き込みまではアカウントとは呼ばないような気がしていて、例えば「ぶんかる」という文化庁の公式アカウントの書き込みには〇〇〇があるというのが普通かなと思いません。私の認識が間違っていたら申し訳ありません。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○入部委員

32 ページの「イ」のところですか。履歴に残っている電子ファイルの方には、ここを消したというところが分かるようになっているんですが、「一つの文書内では」ということで、以前は文の中での常体・敬体の統一について触れていたかと思うんですが、一文の中での統一というのを削除したというのは、何か理由があるのでしょうか。

○武田国語調査官

先日の主査打合せ会で話題になったと記憶しております。またこのところは御相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○入部委員

はい、分かりました。

○沖森主査

では、ほかにございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、議事を進めてまいりますけれども、お気づきの点がありましたら、随時挙手をお願いしたいと思います。

39 ページの「概要」について、いかがでしょうか。

○関根委員

「概要」の最初の「趣旨」のところの3行目の後半で、「現代社会にふさわしい手引とするために、どのような論点を取り上げるべきか」というところがちょっと気になっています。取り上げるべきかというよりは、取り上げているので、ここはシンプルに、「ふさわしい手引とするための論点を整理し、提案する」でもいいのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、議事を進めてまいります。40 ページ「終わりに」というのが新しく付け加わったところでありまして、これについて、何かお気づきの点があったらお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

では続きまして、41 ページ以降、「参考資料」としたところですか。41 ページから47 ページまで、この要約版を参考資料として付けるということの是非については、前回、こういうものを後ろに付けておくということでまとめたかと思います。中身を含めまして、何かお気づきの点があったらお願いいたします。41 ページはいかがでしょうか。

○関根委員

参考資料のタイトルを「「公用文作成の要領」を改定する場合の例」と新しく付けたと思うんですが、これは趣旨としてはいいと思うんですけども、もう少し何か説明があってもいいと思いました。つまり、「「公用文作成の要領」を改定する場合の例」と突然ある。その直前の「終わりに」の方で、「希望し」とか「願い」というような感じで、比較的控え目な表現をしているので、それとのバランスが気になったわけです。

例えばそのタイトル自体は「要約版」として、その後に注のような形で、「この要約版は改定する場合の例として用いることができる」とする。あるいは、そういう説明は「終わりに」の後に持っていてもいいかもしれませんが、それで、「以下に、改定する場合の例として報告の要約を付す」とする。どういう形でもいいとは思いますが、本体の方とこの参考資料との位置付けというか関連性について、少し丁寧に説明してもいいと思いました。

その改定する場合の例というのが、晴れて「公用文作成の要領」改定となった場合は、今度は本体の方はどのように考えるのかということもあるわけです。そうすると、その場合は「より詳しい解説を兼ねたものとして活用できる」とか、もう少し何かあってもいいと思いました。これは改定の見込み次第というところに関わるので、どのような形になるかは事務局にお任せするということになると思いますけれども、要約版とこの本体との位置付けの説明がちょっとあったらいいと思った次第です。

○沖森主査

ありがとうございました。ただ今の点につきまして、何かほかに御意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。タイトルとして「要約版」という方を先に示し、そして、それを改定する場合の例として位置付けておくという今の関根委員の御発言だったかと思えます。

○関根委員

この流れではそういうやり方が一つあるということであって、例えば、このままの「「公用文作成の要領」を改定する場合の例」というタイトルにするのであれば、その前の方に、つまり、「終わりに」の後の方に、経緯のようなものが注であればいいというわけです。タイトルはどちらでもいいとは思いますが、本体とのつながりをもう少しはっきりさせる注釈的なものはどこかに必要だという意見です。

○沖森主査

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○川瀬委員

この「参考資料」の部分なんですが、1冊の中にとじ込まれる最後のページになるのでしょうか。それとも、別冊みたいな感じで要約版として出ていく形になるのでしょうか。1冊にとじられていると、今、関根委員からもあったように、「改定する場合の例」とあって、また新しいチャプターが出て来たように私は見えました。飽くまでもこれは要約版だとしたら、やはりそのタイトルの方は、「(報告)要約版」の方が分かりやすいという気がいたしましたし、別冊であればそちらの方が絶対いいと思います。

一緒にとじ込みになってくるとすると、これがある意味は何なんだろうとなります。目次と内容がちょっと似てくるところもありますし、どうなのかと思っておりました。しかも、前にきちんと「終わりに」と言って終わっている。これは別冊ですか、

同冊に入っていくんでしょうか。

○沖森主査

では事務局の方からお願いいたします。

○武田国語調査官

ある意味で別冊とも言えますが、現段階では、この報告の際に、最後に参考資料として入れる同冊という形を取っております。ただ、いずれこれが活用されるようになれば、これだけを独立させて御提示するというのもあると思いますし、前に国語課題小委員会の中で、最後の要約版の方を例えばホームページに掲げて、それを見て関心があるところをクリックすると、この本体の方に飛ぶというような工夫を今後考えてもいいのではないかという御意見がありました。今回の報告ではここに入れておきますけれども、いずれこれが世に出て、うまく周知されるようになりましたら、いろいろな活用の仕方があると考えております。

○川瀬委員

ありがとうございます。

あと、見た目の問題で、ついでで恐縮なんですけれども、今、フォントはゴシックと明朝を使っていて、それは分かれていますごく読みやすいと思うんですが、明朝が続いていくと、(1)、(2)が1文字前に出ていても、何か読みにくいという感じがあります。この(1)、(2)の数字の付いているところだけ例えば太字にすると、更に見やすくなるかと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○石黒委員

今の川瀬委員の御質問とも関わるかもしれないんですが、39 ページに1枚の非常に見やすい「概要」が入っていて、40 ページで「終わりに」が来ています。そして、41 ページから「参考資料」が始まるわけです。もしこの参考資料だけを最初に読んだ場合、41 ページの最初の「基本的な考え方」の「1 公用文作成の在り方」の(2)は、告示・通知等、記録・公開資料等、解説・広報等という3分類を前提にしないと、内容が分かりにくいと思いました。

それと関連して、この(2)の「エ」で、「いずれの文書」といった場合の「いずれの文書」がどれだか分からないんです。本文を見る限りでは、「解説・広報等」で、施策への関心を育むように工夫するというここだけが本文で説明されているように思ったんですが、先ほどの3分類と絡んで、どれがどれを指しているのかが分かりにくいので、その辺り、整理が必要だと感じました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

最後になりますが、46、47 ページ及び参考資料全体、また、この報告書全体について、何かお気づきの点があったらお願いいたします。

○川瀬委員

元の本編の方にもあった点で今改めて見て思ったんですが、「基本的な語順を理解しておく」という言い方というのはどうなのかと。

○沖森主査

47 ページの「3」の「エ」のところですね。

○川瀬委員

そうです。47 ページの「3」の「エ」で、「基本的な語順（「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」）を理解しておく」という、この「理解しておく」という言い方というのは、結構きついかと思います。「意識する」とか、「のっとる」とか、もう少し軟らかい表現がいいと思いました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

○善本委員

前に戻っていただいても大丈夫ですか。

○沖森主査

はい、大丈夫です。

○善本委員

ずっと気になっていて、今日変更点を伺って、もう一回確認をしたいと思います。20 ページの「イ」のところに「アステリスク」と書いてあります。これは多分辞書的に「アステリスク」が正しいんだろうと思うんですが、私の感覚では、一般的には「アスタリスク」と言っている人が多いかと思います。私の周囲ではみんな「アスタリスク」と言っているような気がします。インターネットなどで調べてみても、「アスタリスク」を前で採っていて、英語の発音記号を見たときにも、「ア」の音に近いかと思います。今日御説明いただいた、広く用いられている発音を用いるのか、広く使われている表記を用いるのかということですが、元々作られている用語としては asterisk と e のつづりなのですが、英語の発音としては多分「ア」に近いんじゃないかと思います。どちらが正しいのか私自身の感覚に自信がないです。これも公用文の一つなので、広く用いられている方で記すというときにどちらがいいのかというのは、少し検討していただけると有り難いと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。では、ほかにございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、まだ言い残した点があれば、しばらくの間、この報告案は修正が利きますので、事務局の方に御連絡いただければと思います。本日頂いた御意見につきましては、よく整理した上で、報告案に反映していきたいと思います。

つきましては、今後の修正等については、主査一任としていただいた上で、国語分科会までに、整理したものを委員の皆様方に御確認いただくという機会を持ちたいと思います。いかがでしょうか。

(→ 国語課題小委員会、了承。)

ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、細かい点でも結構ですので、何かお気付きの点がありましたら、事務局に御連絡いただきたいと思います。引き続き、最終の報告案までよろしく願いいたしたいと思えます。

では、常用漢字表に関する議事に移りたいと思えます。これは、国会の委員会決議を受けて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について検討してきたものであります。まず、これまでの経緯や、前回の国語課題小委員会の後の動きなどについて、事務局から簡単に御説明していただきたいと思います。

○武田国語調査官

それでは、経緯などについて簡単に御説明いたします。

まず、平成 30 年 5 月に衆議院文部科学委員会決議、同年 6 月に参議院文教科学委員会による附帯決議で、政府に対し、障害者の選択に資する観点から、また、障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきであるという決議がなされました。

国語課題小委員会では、決議の内の常用漢字表への追加の可否の検討を行うべきという部分を踏まえて、これまで御議論いただいていたところではあります。

平成 30 年 11 月 22 日、この国語分科会の中で、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」をお示しいただきました。その中で、現行の常用漢字表は漢字使用の目安であり、この表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではなく、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものであること、地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」を用いて表記することなどを妨げるものではなく、それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能であることが改めて確認されました。

その後も検討を続けていただき、前の期のうちに何らかのまとめを行うということを目指していただいておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策のために、委員会がしばらく中断されたこともあり、今期にまたがっての審議となってきたところではあります。

前回の国語課題小委員会の後、この件につきまして、幾つかの団体から、「碍」を追加するようにとの要望書を文部科学省、文化庁に宛てて頂いております。具体的には、NPO 法人日本障害者協議会、芦屋家族会、芦屋メンタルサポートセンター、NPO 法人地域精神保健福祉機構といったところです。既に委員の皆様には、頂いた要望書をお送りし、共有していただいております。

このうち、日本障害者協議会の要望書は、2 月 15 日に、代表でいらっしゃる藤井克徳氏と、理事でいらっしゃる佐藤久夫氏—佐藤先生はヒアリングにお招きした方です—この方を含む 3 人の方が、馳浩衆議院議員、川内博史衆議院議員と御一緒に文部科学省にお越しになり、萩生田文部科学大臣に対して直接手交されたものです。要望書の内容については、本日の審議においても参考にしていただければと思っております。

○沖森主査

では、議事を進めてまいりたいと思えます。この審議におきましては、まず、当事者の方々のお気持ちを大事にするという考えがございました。そして、いずれの表記を用いる場合にも、この委員会の全員が一切の差別や偏見を容認するものではないという思いを絶えず持ち、共有していると認識しております。

そして、国会の委員会決議にあるとおり、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に

人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進していくことを、私たちも心から願っております。これらのことにつきましては、初めに強く申し上げておきたいと思えます。

ただし、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について検討せよという課題につきましては、国会の委員会決議の考え方と、常用漢字表の目的、意義との間に、どうしても相入れない部分があり、その調整を図ることが困難であるということが最初から話題となっております。

また、この課題が当事者の方々の間でいまだ検討の過程にある問題であるということも無視できないことであります。当事者の方々の間で調整の途中にあることを、国語施策の問題として先んじて扱うということは適当でないということ、このことが委員会の中でずっと語られてきました。国語施策という立場におきましては、やはり、できることとできないこと、更に言えば、すべきでないこともあると言わざるを得ないところがあります。

さらに、常用漢字表は、改定から10年ほどを経ているとは言え、本来であれば、現状では改定に関する検討を進めなければならないというような段階には至っていないと思われまます。また、国語分科会は、この問題がスタートした時点では、公用文に関する審議を集中して進める予定でもありました。

このように、検討に入る以前から、この課題について、真摯に、また誠実に取り組もうとすればするほど、難しい審議になるということが予想されておりました。こういったことを踏まえた上で、文化審議会国語分科会は、国会の委員会決議を受け、自主的にこの課題に取り組み、決議の翌月、平成30年7月から、この「碍」の字の追加の可否に関する検討を進めてきたところであります。

本日は、今期最後の国語課題小委員会となりますので、配布資料4として、「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方（案）」を準備いたしました。来月の国語分科会において、国語課題小委員会としてお示しする案とするための御検討を本日はお願いしたいと思っております。

それでは、配布資料4と、その概要である配布資料5を御覧ください。こちらは、前回までの国語課題小委員会における検討内容をまとめる形で、主査打合せ会において原案を作成し、委員の皆様方にもお送りして御意見を頂きながら、ここまで修正し、文言を整えてきたものであります。国会の委員会決議によって課された課題について、国語施策の立場から真摯に考えてきた結果を率直にまとめたものであると思っております。配布資料4は、1ページから4ページまでが本体であります。そして5ページからは、関係する資料となっております。その本体であります。大きく二つの観点から国語分科会の考え方を示しております。まずは、冒頭から3ページの中段にある囲みまでについて見てまいりたいと思えます。

最初に、事務局から資料についての説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、資料について御説明いたします。配布資料4を御覧ください。また、配布資料5の方も併せて御覧ください。

前段として、先ほど説明申し上げたような経緯が書かれておまして、その後、「1常用漢字表における漢字選定の問題として（国語施策の観点から）」というところがございます。この「1」の部分では、国語施策の観点から、この課題についての考え方が整理されています。

「（1）漢字表の選定基準について」では、当用漢字表、それから常用漢字表の漢字選定の基準が、社会における漢字使用の実態を映すものであったということが説明されています。配布資料5では、左側の黄色いところがその部分に当たります。常用

漢字表というものは、漢字を追加することで社会に新たな動きを起こそうとするものではなく、社会の動きを反映し、結果として多く使われるようになった漢字を追加していくという性格のものであります。出現頻度や造語力などを考えたときに、現時点で「碍」の追加の条件が整っているとはいえないと考えられる、これが「1」の内容です。

(2)に参ります。配布資料4の2ページになります。(2)では、「障がい者制度改革推進本部における「「障害」の表記」に関する検討について」書かれております。平成22年の常用漢字表の改定の際に、並行して政府の中に置かれた障がい者制度改革推進本部で、当事者の方たちを中心に行われた検討との関係が書かれています。常用漢字表の選定基準の一つに、出現頻度数などが低いとしても、社会生活上必要な漢字であれば追加するという考え方があります。平成22年の改定の際には、先ほど申し上げたように、並行してこの障がい者制度改革推進本部で、正に「しょうがい」の表記についての議論が行われていました。この障がい者制度改革推進本部で、社会全体で「いしへん」の「碍」を用いた「障碍」を用いるということが決定されれば、国語分科会も、国語施策の観点から、常用漢字表において社会生活上必要な漢字として追加を検討するという事になっておりました。そして、その考え方は今も変わっていません。

しかし、障がい者制度改革推進本部での議論においては合意に至らず、当面、現状の「うかんむり」の「害」を用いた「障害」を用いるということとされております。そのため、国語分科会は新たな検討を行ってこなかった。このことを整理しています。

(3)として、「常用漢字表にはない新たな考え方について」となっております。ここでは主に二つのことが整理されています。一つは、国会の委員会決議にある「選択に資する」という考え方が、常用漢字表の趣旨と相反する面があるという点です。常用漢字表は目安ですので、表外にある漢字をあらかじめ選択肢として考えることができるものであります。ただし、複数の表記を目安として表内に示すという考え方はありません。

もう1点は、漢字圏のほかの国々の表記との関係ということについてです。漢字使用の在り方につきましては、それぞれの国々において発展しているもので、例えば中国では簡体字が使われたり、韓国ではほとんどハングル中心の表記となっていたりと、それぞれの国々でそれぞれの文字使用というものが行われています。国語施策も国内における漢字使用の実態に基づいているものです。ですから、仮に、ある分野で表記や用語をそろえるということであれば、まずは国語の問題としてではなく、別の観点からの調整がない限り、対応は難しいといったことを述べています。

これらを踏まえて、国語施策の観点からの考え方をまとめているのが、3ページの囲みの部分になります。

○沖森主査

では、ただ今の御説明について、直接関係する質問があれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、協議に移りたいと思います。まず、3ページの囲みの部分を御覧いただきたいと思っております。二つの○から成り立っておりますけれども、上の方を読み上げます。「○「碍」の字を直ちに常用漢字表に追加することはしないが、国会の委員会決議の趣旨に沿い、「碍」の扱いを常用漢字表における課題の一つと捉え、使用実態や国民の表記に関する意識を調査するなど、国語施策の観点から、引き続き動向を注視していく。」

次の○で、「○常用漢字表の次の改定が行われる際には、国会の委員会決議が取り上げている観点も参考にしつつ、選定基準の見直しが必要であるかどうか、改めて検討する。」

囲みの一つ目の○には、「碍」の字を直ちに常用漢字表に追加することはしないと記されておりすけれども、当初、委員の皆様方にお示しした案では、ここまではっきりと書いてはありませんでした。しかしながら、2年半に及ぶ審議の中で、「碍」の字の追加を可とする方向に議論が傾いたことはなく、むしろ、国語施策としての立場から言えることをはっきりとお示しすべきであろうということが主査打合せ会で議論され、結果として、この文言が追加されました。

繰り返しになりますけれども、常用漢字表は、漢字を追加することで社会に新たな動きを起こそうとするものではありません。社会で使われている漢字の実態を反映し、不偏不党の立場から漢字を選定するというものであります。

また、同様に、社会生活上必要な漢字という選定基準を適用するには、社会全体で「碍」の字を用いた「障碍」を用いることが当事者の合意の下に決定されるということが必要である。それが、平成22年当時の国語分科会の考え方でありす。これは今日でも変わっていないかと思ひます。

「選択に資する」という考え方や、他の漢字圏の国との関係などについても、常用漢字表の趣旨とは異なっており、直ちに追加するというのはどうしても困難であると言わざるを得ません。

とはいえ、「碍」の字を追加しないからと言って、地方公共団体や民間の組織などがこの漢字を用いて表記することを妨げるものではありません。この点は誤解のないようにしたいと思ひます。それぞれの考え方に基ついた表記ができるということは、引き続き周知してまいりたいと思ひます。

では、ここまでの「1」の内容について、何か御意見があれば、細かい点でも結構ですので、お願いしたいと思ひます。御質問でも結構です。では、よろしくお願ひいたします。

(→ 挙手なし。)

では、先に進めてまいりたいと思ひます。続きまして、3ページの下段、「2 用語の問題として(より広い観点から)」という部分について御検討いただきたいと思ひます。配布資料5では右側の方に当たる部分であります。

常用漢字表の選定は、原則として、漢字や言葉の価値観のようなものには踏み込まないというところで行われてきております。そういった原則からすれば、「1」の方にまとめられた考え方をお示しすれば十分であるのかもしれませんが、今回の課題については、国語施策の範囲を超えることを問われている面もございます。今後、各方面で議論を深めていただくためにも、もう少し広い観点から検討したことについて整理しておこうとしたのが、この「2」の部分であります。ではまず、事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、「2」の方について御説明いたします。

まず、この問題に関しましては、「しょうがい」という用語の表記について、当事者そして関係者の方々の間にも多様な意見があるということがございます。この表記については、障害者政策の場での議論など、国語施策とは異なる広い観点から、これまでも検討が行われてきておりますが、一つの表記をもって合意に至るということは難しい状況にあると考えられます。

そこで、国語分科会、特にこの国語課題小委員会の中では、これは、どのような漢

字を使うかという漢字の選び方、単漢字の選択の問題であるというよりも、どのような表現を使うか、つまり用語の問題ではないか、そういったことが話題になってきました。

また、用語という観点で言いますと、「碍」を用いた熟語としての「障碍」という用語は、もともと「しょうげ」と読まれていたものです。この「しょうげ」という言葉には、必ずしも良い意味ではないところがあるため、今後、別の形で問題となることがあるのではないかとということがずっと話題になってきています。

とはいえ、今まず検討すべきなのは、「害」の字を使われることにつらい思いをしていらっしゃる方たちのお気持ちであろうということがあります。そのことを解決するにはどうしたらいいのかということも国語分科会ではお考えいただきてきました。

それでも一方で、当事者の方々の中には、「害」を使う表記のままでいい、あるいはこのままにすべきであるといった考え方も、少なからずございます。また、「がい」の字を平仮名で書く、いわゆる交ぜ書きの「障がい」についても世の中に広がっていますので、賛成される方もいらっしゃいますが、反対の立場の方もいらっしゃいます。そういった様々な意見が当事者の方たちの中にもあるということです。つまり、漢字の入替えや交ぜ書きによっても、表記の問題として合意することが難しいという状況があるのであれば、これを用語の問題として捉え直して、「しょうがい」を使わない新たな用語を検討してはどうかということが話題になってきました。

このことについては、国語分科会の中で新たな用語を検討してもよいのではないかと御意見もあります。一方で、当事者の方々がいけない場で考えるのは、やはり少し行き過ぎであり、この問題は、当事者の方々を中心に検討されるべきではないかという考え方が国語課題小委員会の中では優勢になっているかと思われまます。ただ、関係者の方からは、新たな用語を考えるというのは現実的ではないといった御意見も頂いております。ですから、新たな用語を考えるということの是非も含めて、当事者の方々、関係者の方々の意向を反映できる場で検討が行われることを希望するというのが、国語分科会の御意見かと思っております。

そして、国語分科会の現段階の考え方は、4ページの最後のところに、囲みのようにまとめてあります。この囲みの中には、「用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方」という少々抽象的な文言がございます。これについては、国語施策として、用語の価値観に踏み込むような審議をするということではなく、例えば、問題があるとされている用語の言い換えの方法や、誤解を招かない表現の在り方といったことについてであれば、国語施策の守備範囲の中で検討できることがあるのではないかと、あるいは、検討できるかどうかも含めて、そこを考えていってはどうかといった意見がこれまでの議論の中で、ございました。

○沖森主査

ただ今の御説明について、直接関係する質問があれば、お伺いしたいと思えます。

○村上委員

今の説明の中に、新たな用語に関する議論を行うかどうかも含め、当事者の意向を反映できる場で、当事者を中心に検討されるべきであると考えているというのがありました。これは具体的に、例えば、国語課題小委員会にそういう障害者団体の方々を招いて議論をするということになるのでしょうか。その辺りを伺いたいと思えます。

○沖森主査

私からお答え申し上げますけれども、国語分科会は、国語の改善及び普及といったようなことを中心として審議を行うという場でありまして、その「しょうがい」ある

いは「しょうがいしゃ」という言葉について直接議論する場ではないだろうというのが、皆様方のお考えであったかと思えます。ですので、直接、この国語課題小委員会やこういった常用漢字表を扱う委員会で、それぞれの立場の方の御意見をお聴きするということはできたとしても、それについて何らかの決定を下すという立場ではないというように認識しております。したがって、直接にそういった審議を行う場は、それにふさわしい場で行っていただきたいというのが、この文言の趣旨であります。

○村上委員

具体的には何かそういう場を国語分科会として主催するというか、そういうことも考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、それも障害者団体の方々にやっていただくということで、そちらにボールを投げるということなんでしょうか。

○沖森主査

主体としては、当事者の方々、御家族も含めた場で御議論いただいて、国語施策の立場からは、それをサポートするといったような形で今後も協力していきたいというのが、国語分科会の立場かと思えます。

○村上委員

そうすると、そういう障害者団体あるいは障害を持った方たちに、それは当事者でお考えくださいということでこちらからはボールを投げておいて、その議論を見守りながらサポートするというか、何かできることがあればお手伝いするという、そういうスタンスでしょうか。

○沖森主査

はい、私はこの国語課題小委員会での議論を通して、そのような認識でありますけれども、主査打合せ会の委員の皆様方、あるいはこの国語課題小委員会全体の皆様のお考え、何か別な考え方がございましたら、ここで伺いしたいと思えます。

(→ 挙手なし。)

○村上委員

何らかの形でボールを投げるというか、議論してくださいという投げ掛け、問い掛けをしないと、そういう議論というのは当事者間でも余りなされないような気がしません。国語分科会、国語課題小委員会として、我々もサポートしますので、そういう議論を進めてくださいという投げ掛けをした方がいいという気はしました。

○沖森主査

ありがとうございます。具体的に議論すべき場というのが、現在のところ、母体はあるというように認識しておりますけれども、動きが止まっているというようなことも聞いております。具体的にその場というのは、現在のところあるのでしょうか。事務局から説明があれば、お願いしたいと思えます。

○武田国語調査官

この問題に関しましては、今、沖森主査から御説明がありましたように、政府の中にそういった部局もございます。ただ、具体的に今どこでこの議論が行われるかということは、なかなかはっきりと申し上げられないところもありますので、今後、社会全体でこのことについての議論が広がっていく中で、政府においてもそういった検討が行われるということが望ましいかと思っております。

○村上委員

現状認識としては分かったんですが、やはり議論を進めるには、誰かが旗を振らなくてはいけないので、国語分科会として、障害者の方々に議論を進めてくださいというのは投げ掛けた方がいいと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますか。

○田中（牧）委員

今の点ですけれども、一番大事なところだと思います。昨年度のこの国語課題小委員会で、用語の具体的な案を幾つか出して、言い換えるとしたらどういう言葉がいいのか、あるいはどういう手続を経て言い換えを提案していこうかということのを少し議論したと思うんですけども、その後、新型コロナウイルス感染症のことがあってちょっと中断した後、その後は、この「いしへん」の「碍」を入れるか入れないか、ここに絞った議論になっていました。今、村上委員が御指摘くださったことを掘り下げることが余りできなかったというのは、私も心残りです。基本的に村上委員に賛成で、やはり何らかのこの問題を考える場を作っていけないといけないということを、この国語分科会からの最終の提案として出していった方がいいのではないかと思います。

それを具体的にどこということとはなかなか言いにくいと思うんですが、つまり、「害」の字を使いたくない、使ってほしくないという意見はある、このことはまず確認できて、それを何とか解決したい、ここも確認できて共有できていると思います。その対策として「いしへん」の「碍」を常用漢字表に入れることについては難しいということも合意できたと思うんです。

そこまでは合意できて、では用語の問題としてこれから検討していこう、用語の問題として、言語的な検討はこの国語分科会でできると思います。ただそれを、今のこの公用文の議論などをするために、集まった我々だけでは決められないので、その用語の問題を扱うには、その問題になっている用語について見識を持っている人、あるいは当事者の人たちを集めた場を作れば、引き続き検討していくこともできると思います。

この「障害」の「害」の字を使わない、そのために、ではどうするかということに絞った議論の場にするのか、あるいは、ほかにも当事者が困っている言葉、用語はあると思うので、そういった言葉を併せて言葉の問題として検討していくことは我々の役割だという方向でやっていきたいと提案するのか。それはやはり言葉の面だけでしか検討できないので、もっと別の側面から検討する場も必要だという、その両方に向けて、もう一步踏み込んだ提案を何らかの形で今回した方がいいのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございますか。

○中江委員

今の村上委員と田中（牧）委員のお話はすごくよく分かりました。当事者の気持ちを大事にするということがまず第一ですけれども、いわゆる障害者団体の皆さんの御意見というのも一枚岩ではなくて、強くその「碍」の字を常用漢字表に入れてほしいという声があるのは分かっているんですが、そのままでいいという声は届かないわけです。そのままでいいんですから、別に届ける必要は現状ではないわけで、今の「害」

でかまわないと思っている方も恐らくいらっしゃるということだと思っんです。

どうしても声が上がるとそこに意識が引っ張られてしまうので、そのことについて、入れるか入れないかという議論に集約してしまうんですけども、では、そのままでもいいと思っている方たちが、その「碍」を入れるということはどう思われるのかということも当然出てくると思うんです。だから、その声なき声というの、やはり私たちは意識しておかなければいけないのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。では、ほかにございますか。

○川瀬委員

今の漢字と新しい用語の話なんです、今のこの本文の方の4ページにもありますし、一枚にまとめたものにもあるんですが、「漢字表記の問題というよりも、どのような表現を使うかという用語の問題ではないか」と、ここまで断定してしまっているのでしょうか。「漢字表記の問題だけではなくて、用語の問題もある」という並列にしておかないと、「しょうがいしゃ」という言葉が良くないという結論だけが浮き立って見えてしまうように思うんです。それを、この「漢字表記の問題というよりも、どのような表現を使うかという用語の問題ではないか」という認識に至った。」とまで、国語分科会のまとめとして出してしまっているのでしょうか。もちろん今、案なのは分かっていますが、今回の私どものこの集いの中でも、全員がこれで一致したというようなものでもなかったというふうに記憶しています。記憶違いだったら申し訳ありません。

ですから、「どの漢字を使うかという表記の問題に加えて」とか、「問題とともに」とか、「表記の問題だけでなく、用語の問題でもある」というぐらいにしておかないと、あとは皆さんお願いしますというようにこちらから投げ返すのは、余りにも無責任に見えると思うんです。最終的に、私個人としては、これは厚生労働省なり、それから各行政なり、当事者団体なりがまず先頭に立ってやっていってほしいとは思っています。漢字の問題、どの漢字を使うかの問題が一つ、それと、言葉としての問題がもう一つという書きの方が、私としてはよろしいんじゃないかと思いました。

それから、一つ戻りますが、こちらの1枚まとめの方、配布資料5で一番下の「今後の対応」の一つ目、本文の方ですと3ページ目の四角の枠です。使用実態や国民の表記に関する意識を調査するなど、」とありますが、ここまでお約束して大丈夫なんのでしょうか。「調査するなど、」という、飽くまでも一つの例というふうにとれるとは思いますが、要するに、私どものこの国語分科会の方で、この「碍」の字についての意識、それから使用実態の調査をしていくという考え方なんのでしょうか。調査をするということはもちろんあるとは思いますが、全体的なほかの部局、ほかの行政団体とのコラボレーションを行うことによって広く見ていくこともできると思えますし、自分たちだけがこれを主催して調査していくように、私はこの字面からは見えてしまいました。

これだけの難しかった審議をここまできちんとまとめていただいた主査打合せ会の皆様と事務局の皆様に、本当に心から敬意を表しています。

○沖森主査

ありがとうございます。ただ今の御質問の調査ということにつきまして、事務局としてできる範囲であるかどうかということ、いかがでしょうか。

○武田国語調査官

大変大切な御指摘を頂いたと思います。ここでは、最後のところに、国語施策の観点から動向を注視していくとあります。意識を調査というと、何か「しょうがいしゃ」と書くときの表記であるとか、用語であるとか、そういったことのようにも見えてしまうかもしれませんが、基本的には国語施策の立場で、例えば漢字使用の状況がどうなっているか等と捉えております。実際に、「国語に関する世論調査」というところでも、一度、「しょうがい」という字の表記については調査をしています。世論調査ですから、国民の意識を調査すると私たちはいつも申し上げております。ここはそういった意味合いでの意識を調査するという書き方になっています。誤解がないように、ここはもう少し具体的に書くようにいたします。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○入部委員

2月19日の国会答弁の内容を受けて、要望書4点をお送りいただいて、これを共有するようということでしたので、読ませていただきました。読ませていただいて、非常につらい思いをされているという気持ちが伝わってきて、二日間ぐらい夜眠れなくて、今まで本当に議論を尽くしてきたんだろうかという思いに駆られて、これまでの議事録を読み直してみても、議論は尽くされている—これまで国会で出されたもの、あるいはこの団体から出されているような根拠資料は全て出されて、十分に議論は尽くされたと思って、その後は眠れるようになりました。この時点で言えることということで、今回、1枚に集約されていますけれども、実際には50時間近くの議論をしているということで、十分な議論はなされたと思っています。

一つ残念なのは、2年半ぐらい時間がございましたので、もう少し当事者団体の方から、大きな調査をして、こういう根拠資料があるんだというような新たなものが出てくると、また展開も違ったのかと思うんですけれども、現時点では十分議論が尽くされていると、要望書を見て、また、これまでの議事録を見て思いました。

感想ですけれども、要望書を共有しましたということ。

○沖森主査

ありがとうございます。では、ほかにございますでしょうか。

○関根委員

ずっとこの問題をやってきて、要するに、常用漢字表に「碍」を追加するかどうかということと、「うかんむり」の「障害」を人について使うことの是非というのは別の問題だということだと思えます。そこのところが誤解されたり、あるいは混同されたりすることによって話がどんどんややこしくなっているんじゃないのかと。

私も、村上委員とか田中（牧）委員のような、今後何らかの形でこれに関わっていくということはやるべきだと思っています。今まで、価値観とか評価に関わるものについては踏み込んでこなかったわけですが、例えば、「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」では、異なりや多様性を踏まえて配慮した言葉遣いが大切であるということを言っていますし、それから、この「新しい「公用文作成の要領」に向けて」でも、「偏見や差別につながる表現について」という項目を設けているわけです。ですから、来期以降、国語分科会がこういうことをより具体的に示していくことをやっていくべきではないかと思っています。

ただ、きちんと整理していかないと、例えば当事者を交えた会議をするにしても、

「碍」を常用漢字表に追加するかどうかというような、そういう話だけに収れんしてしまうと、ちょっとどうかと思うんです。さっき田中（牧）委員がおっしゃったように、そのほかにもいろいろな問題がある、これから変えていかなければならない、意識して使っていかなければならない、いろいろな言葉はあるわけです。そういうものを総合的に見据えた上での国語的な観点、国語分科会としての観点から—それは国語分科会だけでもやれることではないかと思うんです—そういうことを整理しつつ、同時に、何らかの呼び掛けをしていくということが大事なのではないのかと思っています。

あともう一つ言えば、この問題が繰り返し提起されるのは、そもそも常用漢字表の意味とか、国語施策の在り方というものについて、どうも世の中によく理解されていないということが背景にあるのかと思います。常用漢字をいまだに当用漢字と言う人もいるくらいで、つまりそれは我々側の発信不足ということがあるのではないかと思います。常用漢字表というのはどういうものであるかということについての基本的なことについて、改めて周知を図るというのも、この問題を理解してもらう上では必要になってくるのではないのかと感じています。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

（→ 挙手なし。）

では、協議を進める上で、御意見を頂きたいと思いますのは、4ページの最後の囲みのところであります。先ほど川瀬委員、村上委員、田中（牧）委員等々からも御発言がありましたように、この国語分科会としてどのように今後取り組んでいくかというようなことも含めて、この文言というものをもう一度お考えいただければと思います。読み上げさせていただきます。「「障害」の表記に関しては当事者を中心とした議論の行方を見守ることとし、一方で、用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を国語施策の観点から整理することができないか検討する。」という文言、これが最後の文言となるわけですが、こうした今後の対応についての考え方について、改めて御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。このままでもよろしいでしょうか。

○川瀬委員

度々すみません。やはり、「見守ることとし、」がすごく遠いという感じがするんです。ちょっと冷たいというか、みんな頑張ると放り投げてしまっているように見えます。こっちの配布資料5にまとめたときの二つ目の文章との兼ね合いもあるんですが、「議論の行方を注視しながら」とか、「注視しつつ、用語全般に関する課題を」というぐらいの関連付けをさせた方がいいと思いました。「見守ることとし、」で一回終わってしまうと、皆さん頑張ってください、私たちは私たちでできることをやりますからと見えます。実際にそうになってしまうかもしれないと思うんですが、せっかく皆様方のお気持ちもありますので、もうちょっとこのニュアンスが近寄れるといいと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。

○田中（牧）委員

今の川瀬委員の、「注視」だと、こちらは今、積極的に働き掛けているニュアンス

が出ないので、もう一步踏み込んで、例えば「期待」とか、「より一層の議論を希望する」とか、そこまで言ってもいいんじゃないでしょうか。むしろそれぐらい言わないと、当事者の方の議論で、我々が議論したことを踏まえて、さらに、当事者としての問題を議論していくということまで言ったことにならないと思うので、「注視」よりもう一步強い方がいいと思います。

○滝浦委員

手を挙げましたが、今の田中（牧）委員と同趣旨ということで、結構です。

○沖森主査

では、ほかにございませんでしょうか。

（ → 挙手なし。）

では、5 ページ以降の資料についても併せて御覧いただきながら、御質問等ございましたら、最後にお願ひしたいと思ひます。

もう一度繰り返すようですけれども、多分、配布資料5が目立つのではないかと思うわけですが、その中の「今後の対応」というところも含めまして、気になる文言等がありましたら、御指摘いただきたいと思ひます。

この会全体の今後の議論の方向というのは、この「対応」という言葉の中で果たされていかなければいけないということにもなるわけですけれども、先ほどの田中（牧）委員の御発言によりますと、最後のところ、「「障害」の表記に関しては当事者を中心とした議論の行方を」「期待しつつ」あるいは「希望しつつ」等ということになります。そして、「用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を国語施策の観点から整理することができないか検討する。」と。こういう文言でよろしいかどうか、最後の国語課題小委員会ですので、皆様方のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○関根委員

その最後のところで、議論を「期待しつつ」というように、相手方に正に希望する言い方をするのであれば、最後のところも、「国語施策の観点から整理することができないか検討する」ではなくて、「観点から整理することを検討する」くらいにできないかと今思っています。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

今の「行方を見守ることとし、」のところは、やはりもう少し強い言葉にした方がいいという意見に一票です。関根委員の意見にも一票です。ですから、そのところはちょっと御検討いただければと思ひます。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

度々恐れ入ります。配布資料5、一枚まとめの方です。左側の黄色い地の四角の一番下、「これまでにない選定基準によって「碍」を常用漢字表に追加することは、」とありますが、これは、趣旨そのものは確かにそのとおりなんです、国語施策の観

点で、その「基本方針に大きな転換をもたらす」というのは、「碍」の字であろうが、何の字であろうが、多分一緒だと思うんです。ですから、ここは、確かに「碍」から始まっている話ですが、飽くまでも国語施策の基本方針に転換をもたらすことになるんだということを強調していただくために、「選定基準によって、新しい字を常用漢字表に追加することは、」のような書き方がいいかと思います。この「碍」を入れるか入れないかの問題だけじゃなくて、飽くまでも、どんな新しい漢字であっても、その選択に資するという考え方をもちたすべきなのかどうなのかというところを考える必要があります、ということが伝わりやすくなると思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにお気付きの点があればお願いいたします。

○福田委員

今の配布資料5のところ、右側のオレンジの四角の3番目の○なんですが、最後が、「望ましいのではないか。」というの、上の二つや左側の四角の中とニュアンスがちょっと違うと思いました。ここはもう「望ましい。」ぐらいでいいのではないかと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにありましたら、お願いいたします。

(→ 挙手なし。)

ありがとうございます。本日頂きました御意見につきましては、よく精査した上で、報告案に反映したいと思っております。つきましては、今後の修正等については、主査一任としていただいた上で、整理したものを国語分科会までに委員の皆様方に御確認いただく機会を持ちたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(→ 国語課題小委員会、了承。)

○沖森主査

ありがとうございます。

細かい点でも結構ですので、何かお気付きのことがあれば、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思います。引き続き国語分科会の最終報告まで、よろしく御検討くださいますようお願いいたします。

最後に、いずれの「しょうがい」の表記を用いる場合にも、国語分科会として、一切の差別や偏見を容認するものではないということを改めて強調しておきたいと思っております。

常用漢字表に関する議事はここまでといたします。

ほかに特になければ、本日の協議はこれで終了にしたいと思っておりますが、全体を通して、何か言い残していることなどあれば、お願いしたいと思います。

○善本委員

新しい「公用文作成の要領」は、全編読点で書かれていますが、今回の配布資料4、配布資料5、それから議事録などは、カンマが使われています。国語分科会として出す文書についての方針が明確であれば教えていただきたいと思います。大したことではないのですが、違っていることがちょっと気になってしまったものですから、教えていただければうれしいです。

○沖森主査

では、事務局からお願いいたします。

○武田国語調査官

現段階では、公用文の原則はカンマを使うことになっております。ですから、これまで国語分科会、特に国語施策に関する小委員会では、常にカンマだけを使ってきました。ただ、今回おまとめいただきます「公用文作成の要領」の考え方については、その中で、今後は「、」を使うべきではないかという提案をしていただいておりますので、公用文に関する配布資料2に関しては全て「、」にし、ほかのものについては、従来のままカンマを使っているということになります。ですから、今後、配布資料2、公用文の新しい考え方が政府として採用されていくことになれば、国語分科会も全て「、」にしていくということになるかと思っています。

○善本委員

私は地方公共団体、東京都の人間なので、東京都ではもうずっと読点を使っているの、何となく私たちのイメージでは、カンマを使っているのは国だけという感じがあるんです。今回読点について「、」にすると新しく踏み込んで、それがどのようにこの先大きく動いていくのかということころは、多分皆さんも、教科書を作っている方なども含めて関心があるところだろうと思われましたので、お考えを今日お聞きできてよかったです。ありがとうございました。

○沖森主査

では、ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、どうもありがとうございました。これで今期の国語課題小委員会は最後ということになります。主査として、最後に一言申し上げたいと思います。

2018年度から「公用文作成の要領」の見直しへの提言を取りまとめる作業に入り、表記の現状を肯定的に踏まえるとともに、今後に向けて、より読みやすい、分かりやすい書き方の標準を提示するということを目指してまいりました。およそ2年を経て、報告案が完成間近という段階で、この度のコロナ禍によって審議の進行が困難となり、その結果、予定より長く、3年を費やして、ようやくまとめることができました。この間、本委員会の委員の皆様方からは、様々な御提案、御意見を頂き、誠にありがとうございました。

また、事務方の文化庁国語課の方々においても、意見の取りまとめ、整合性の取れた報告書の作成に向けて、多大の御尽力を頂き、感謝申し上げます。この報告によって、「公用文作成の要領」がより使いやすいものになるよう、今後は各方面での反応を注視してまいりたいと思います。

また、2018年7月以降は、先ほどの課題に加え、国会の委員会決議を受け止め、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否をめぐる、委員の皆様方に熱い御議論を頂きました。もとより、この決議の趣旨が常用漢字表の性格と相入れないところがあり、当初から難しい議論でありました。にもかかわらず、この課題に真摯に向き合ってくださり、議論を深めることができましたことは、今後の国語施策に大いに参考になるものと存じます。この度の本委員会の結論が、趣旨がゆがめられることなく、多くの方々から御理解いただけることを切に願っております。

平成から令和へと元号をまたいでの審議でありましたが、国語課題小委員会は、本日をもって、先の二つの課題に対する結論を得ることができました。改めて、委員の

皆様方並びに事務方に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日もオンラインでの開催でありましたが、無事に終わることができましたこと、心より御礼申し上げます。また、報告案につきましては、最終的な確認などをお願いすることがあると存じます。お忙しいところ、恐縮ですが、事務局から連絡があったときには、是非とも御協力をお願いいたします。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。